

件 名	亀山市認定こども園条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>市では、亀山市子ども・子育て支援事業計画に、認定こども園の導入を位置づけ、設置を推進することとしています。</p> <p>平成28年4月から関幼稚園及び関保育園を新たに認定こども園とするため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 市は、認定こども園を設置することを定めます。 <第1条関係></p> <p>(2) 条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係></p> <p>(3) 新たに設置する認定こども園の名称を「亀山市立関認定こども園アスレ」とし、その位置及び類型を定めます。 <第3条関係></p> <p>(4) 認定こども園の利用者負担額は、政令で定める額を限度として規則で定める額とします。 <第4条関係></p> <p>(5) 認定こども園において教育又は保育を受けた子どもの支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとし、月の中途に入園し、または退園した場合は日割りで徴収することなどを定めることとします。 <第5条関係></p> <p>(6) 市長が特別の理由があると認めるときに、利用者負担額を減額し、または免除することができることとします。 <第6条関係></p> <p>(7) 認定こども園において延長保育を受けた子どもの支給認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収することとします。 <第7条関係></p> <p>(8) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 <第8条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成28年4月1日とします。</p> <p>(2) この条例の施行に関し、認定こども園への入所申込等の必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができることとします。</p> <p>(3) この条例の施行の際現に関幼稚園に在園し、又は関保育園に在所している者は、この条例の施行の日において関認定こども園アスレに入園するものとみなすこととします。</p>		

- (4) 関認定こども園アスレの設置に伴い、附則において、亀山市関乳幼児センターアスレ条例（平成 1 7 年条例第 9 2 号）は、廃止します。
- (5) 附則において、亀山市立学校設置条例（平成 1 7 年亀山市条例第 6 2 号）の一部を改正し、亀山市立関幼稚園の規定を削除します。
- (6) 附則において、亀山市保育所設置条例（平成 1 7 年亀山市条例第 8 7 号）の一部を改正し、関保育園の規定を削除します。
- (7) 附則において、亀山市重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 1 6 6 号）の一部を改正し、重要な公の施設に認定こども園を加えます。

亀山市認定こども園条例をここに公布する。

平成27年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第30号

亀山市認定こども園条例

(設置)

第1条 市は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号から第3号までに規定する支給認定保護者の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(名称、位置及び類型)

第3条 認定こども園の名称、位置及び類型は、次のとおりとする。

- (1) 名称 亀山市立関認定こども園アスレ
- (2) 位置 亀山市関町木崎786番地
- (3) 類型 幼保連携型

(利用者負担額)

第4条 認定こども園の利用者負担額は、法第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号から第3号までに掲げる政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

(利用者負担額の徴収)

第5条 市長は、法第20条第1項の規定により本市の支給認定を受けた小学校就学前子どもであって認定こども園において教育又は保育を受けた者の支給認定保護者から前条に規定する利用者負担額を徴収する。

2 市長は、法第20条第1項の規定により本市以外の市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)の支給認定を受けた小学校就学前子どもであって認定こども園において教育又は保育を受けた者の支給認定保護者から当該支給認定を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。

3 月の途中で入園し、又は退園した場合には、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる額を徴収する。

(1) 法第19条第1項第1号に該当するもの 当月の利用者負担額に在園中における当月の開園日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を乗じた額を20日で除した額

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に該当するもの 当月の利用者負担額に在園中における当月の開園日数(当該日数が25日を超える場合にあっては、25日)を乗じた額を25日で除した額

4 利用者負担額は、その月分を毎月15日までに徴収する。ただし、月の途中で入園し、又は退園した場合には市長が別に定める日までに徴収する。

(利用者負担額の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(延長保育料)

第7条 市長は、延長保育を受ける子どもの支給認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収する。

2 延長保育料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に亀山市立関幼稚園に在園し、又は関保育園に在所している者は、施行日において亀山市立関認定こども園アスレに入園するものとみなす。

(亀山市関乳幼児センターアスレ条例の廃止)

4 亀山市関乳幼児センターアスレ条例(平成 1 7 年条例第 9 2 号)は、廃止する。

(亀山市立学校設置条例の一部改正)

5 亀山市立学校設置条例(平成 1 7 年亀山市条例第 6 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表幼稚園の部 亀山市立関幼稚園の項を削る。

(亀山市保育所設置条例の一部改正)

6 亀山市保育所設置条例(平成 1 7 年亀山市条例第 8 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表関保育園の項を削る。

(亀山市重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例の一部改正)

7 亀山市重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例(平成 1 7 年亀山市条例第 1 6 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(2 5) 認定こども園